

業務委託仕様内容（案）

目黒区における住民票の写し等の証明書郵送請求（以下、「住民票郵送請求」という。）業務委託に関する業務委託仕様内容は、当該業務の詳細を説明するものです。この仕様内容を十分ご理解のうえ、プロポーザルにご参加ください。

1 件名

住民票の写し等証明書交付の郵送請求事務等に関する業務委託

2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、後述する「16業務改善提案書の作成及び提出」に基づき、次年度以降随意契約により契約締結する可能性がある。

3 業務時間

祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の窓口開設時間（8時30分～17時15分）の範囲内で、別途受託事業者が定める。

4 履行場所

目黒区総合庁舎区民生活部戸籍住民課及び区が指定する場所

5 業務内容

業務内容の詳細については、別紙1「目黒区住民票郵送請求業務委託業務内容詳細」によるものとする。

- (1) 請求者本人、第三者等からの請求による住民票郵送請求事務に関する業務
- (2) 国又は地方公共団体の機関等からの公用による郵送請求相当分及び窓口大量請求に係る発行業務
- (3) 証明書交付の手数料に係る公金取扱業務
- (4) 証明書交付、公金取扱業務、問合せ等に係る統計業務
- (5) 事業進捗状況に係る業務管理
- (6) 事業従事者に対する研修

6 契約種別

総価契約

7 支払方法

毎月払

8 報告

- (1) 毎月、事業完了報告書の提出
- (2) プライバシーマーク制度に準拠して実施された監査結果の報告

9 個人情報の取扱い及び再委託

本契約の履行に関する個人情報及び情報セキュリティの取り扱いについて、また、再委託については、別紙2「機密情報の取扱いに関する標準特記仕様書」によるものとする。

10 貸与備品

事業運営に必要となる備品類の貸与について、別紙3「貸与備品一覧」とおりとする。

11 受託事業者持ち込み備品の報告

受託事業者の持ち込み備品について、別途持ち込み物がある場合には、区に事前に申し出を行い、承認を得ること。

12 処理件数

令和6年度郵送請求業務の実績は、別紙4のとおりである。

13 執務スペースレイアウトに係る協議

別紙5のとおり。

※ただし、このレイアウトは現状のレイアウトであり、区が提供した執務スペースのレイアウトについて変更の必要がある場合は、事前に区と協議を行う。

14 公害対策関係

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

15 喫煙

区立施設の敷地内は全面禁煙とし、本契約の履行に従事する従業員等は、この敷地内（施設管理者が喫煙を認めた場所を除く。）で喫煙してはならない。従業員休憩用に供した場所や敷地内に駐車した車両内等専ら従業員等のみの場所も同様とする。

なお、目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例（平成15年3月目黒区条例第10号）で、路上喫煙禁止区域内での禁煙、それ以外の公共の場所を歩行中（自転車等の運転中を含む。以下同じ。）に喫煙（火の付いたたばこを所持することを含む。）をしないよう努めるものと定めているので、本契約の履行に際し、従事する従業員等は、施設周辺の道路等公共の場所での喫煙を自粛すること。

16 業務改善提案について

(1) 業務改善提案書の作成及び提出

受託事業者は、年度当初の業務計画の見直しを行い、作業方法、人員配置体制などの改善点を示し、これに伴う経費の増減内訳を明示した業務改善提案書を区に提出すること。

業務改善提案の範囲は、原則として業務計画書及び特記仕様書に係る部分とする。

また、賃金に係る改善提案の場合は、受託事業者における雇用形態と給与体系などの説明書を必ず付記すること。

業務改善提案書については、企業秘密に該当する部分を除き原則として公開可能なものとする。

提出書類は、業務改善提案書、業務経費内訳書、その他の説明書とする。

提出時期は、10月を目途とし、別途定めるものとする。

(2) 業務の継続について

区は、受託事業者の業務の履行状況や乙が提出する業務改善提案について、評価を行う。なお、評価結果が良好であると認められた場合には、翌年度以降2年間（初年度を含め通算3年）を限度に随意契約により契約締結する可能性がある。

なお、公契約条例適用案件、または最低賃金法による賃金の上昇に伴い、当該業務に係る人件費が増額となる案件以外の契約については、業務の内容に変更がない限り、翌年度以降に随意契約する契約金額は、前年度の契約金額と同額となることに留意すること。

17 その他

受託事業者が当該業務委託を次年度に受託しない場合における業務の引継ぎ方法およびそれに伴う費用負担については、区と別途協議のうえ、決定するものとする。

18 基本的人権の尊重

受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

19 担 当

区民生活部戸籍住民課住民記録証明係 電話03-5722-9795（直通）

以 上